

平塚市立大野小学校 いじめ防止基本方針

平塚市立大野小学校

1 基本的な考え方

①いじめの定義

学校の内外を問わず、児童本人がいじめを感じたものは全ていじめとしてとらえます。

②いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。

いじめが「解消している状態」とは、次の2要件が満たされていることをいいます。

- ・少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」（3か月以上継続が目安）
- ・「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」（面談等により確認）

ただし、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

③基本的な姿勢

- ・いじめは児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- ・いじめはどの児童にとっても起こりうる（被害者にも加害者にもなりうる）ものです。
- ・児童の人権を守り、児童をいじめに向かわせないようにするために、全教職員が一体となっていじめの防止に取り組みます。
- ・全ての児童がいじめを行わず、また、周囲のいじめに気づきながらもこれを放置することがないようにするため、心身に及ぼすいじめの影響、人権の侵害など、いじめの問題について児童の理解が深まるように、いじめの防止等の方策を実施します。
- ・いじめは様々な場所（SNS等ネットの中も含む）で起こりうるものであることをふまえ、家庭や地域、関係機関と連携を深め、児童が多くの人と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

④いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはいけません。また、いじめを見逃したり、放置したりしてはいけません。

⑤学校の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活が送れるようにするために、保護者・地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）【未然防止のために】

- ・いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うためにすべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

- ・児童・保護者が何でも・いつでも相談できる雰囲気づくりや風通しのよい学級づくりに努め、児童・保護者との信頼関係を築く学級経営を目指します。
- ・学級や委員会活動、クラブ活動等の中でいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進します。
- ・児童の小さな変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努めます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行います。
- ・すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(2) 【早期発見のために】

- ・児童に対する定期的なアンケート調査「いじめについてのアンケート」及び「個人面談」を6月と12月に実施します。(アンケートは、当該児童が卒業するまで保存。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存)
- ・教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかやふざけ合いであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行い、個別に面談等を実施します。

(3) 【早期対応のために】

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無を確認します。なお、いじめられた児童（そう思われる児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。
- ・発見(通報)を受けた教職員は一人で抱え込みます他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を「いじめ問題対策委員会」で共有し組織的に対応します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。（事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもある。）
- ・いじめを受けた児童（そう思われる児童）が安心して学習するために必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と

共有するために必要な措置を講じます。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。また、警察等への通報は、原則として校長が判断をして行います。
- ・出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

(4) 【インターネット・SNSを通じてのいじめへの対応】

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性等インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、児童や保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修等必要な啓発活動を行います。
- ・インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向け、いじめに関するアンケートに質問項目を設けます。

3 「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し適宜開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

「いじめ問題対策委員会」の構成

- ・管理職　・教務主任　・児童指導担当　・学年主任　・学年の先生
- ・養護教諭　・教育相談コーディネーター　・スクールカウンセラー
- その他（必要に応じ、参加者を校長が招集）

○活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針、年間計画作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

「緊急調査チーム」の構成

- ・管理職　・教務主任　・児童指導担当　・学年主任
- ※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法での提供・説明
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書をそえて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

令和2年4月22日一部改訂

令和4年4月26日一部改訂

令和5年4月26日一部改訂

令和7年4月10日一部改訂